

飯島町障害者計画（第5次）

[令和6年度～令和11年度]

（案）

令和●年●月

飯 島 町

目 次

第1	障害者計画（第5次）について	1
1	計画の策定	
2	位置づけ	
3	対象期間	
4	計画の達成状況の点検、評価	
第2	基本的な考え方	1
1	基本理念	
2	基本原則	
第3	各分野における障がい者施策の成果目標	2
1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
2	安全・安心な生活環境の整備	
3	意思疎通支援の充実	
4	防災対策の推進	
5	保健・医療の推進	
6	自立した生活の支援	
7	雇用・就業、経済的自立の支援	
8	スポーツに親しめる環境の整備	
巻末資料	5
	飯島町健康長寿のまちづくり推進会議設置要綱	
	飯島町健康長寿のまちづくり推進会議委員名簿	

本計画では、長野県の取扱いに準拠し、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。

法令用語や固有の名称等に使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいのある方を表す場合は「障がい」を使用しています。

また、医学的な記述のなかで使われる病名等は、従来どおりの表記としています。

第1 障害者計画（第5次）について

1 計画の策定

平成30年3月に策定した「飯島町障害者計画」が、令和5年度をもって終了するため、当町は、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえて令和6年度からの新たな計画となる「飯島町障害者計画（第5次）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

当町は、飯島町健康長寿のまちづくり推進会議の意見に即して本計画の案を作成し、案文に対する町民の意見提出手続（パブリックコメント）を経て、令和●年●月に本計画を庁議において決定しました。

2 位置づけ

本計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき、政府の障害者基本計画及び長野県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画とする「市町村障害者計画」として位置付けるものです。

3 対象期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）の6年間を対象とします。

4 計画の達成状況の点検、評価

本計画は、毎年度、成果目標等について進捗状況を点検し、飯島町健康長寿のまちづくり推進会議等に意見聴取を実施して評価を行います。その結果に基づき、計画内容を継続的に実施し、場合によっては計画内容の一部見直しを行いながら、施策の推進を図ります。

第2 基本的な考え方

1 基本理念

障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する取組により、共生社会の実現を目指します。

2 基本原則

(1) 地域社会における共生等

障がいのある人もない人も平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2) 差別の禁止

障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されること。

第3 各分野における障がい者施策の成果目標

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

当町は、かみいな圏域差別解消協議会、上伊那圏域地域自立支援協議会等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため各種の広報・啓発活動を展開します。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

目標指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
かみいな圏域差別解消協議会の開催回数	2回	令和6年度から延べ12回
町広報紙への啓発記事掲載回数	1回	令和6年度から延べ8回
町が受理した障がい者虐待の相談・通報件数	0件	令和6年度から延べ2件以下

2 安全・安心な生活環境の整備

障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、安全に安心して生活できる住環境の整備や移動しやすい環境の整備等に対する様々な制度を周知・啓発します。なお、町内でグループホーム施設整備を実現するため、当町は、施設整備の可能性のある社会福祉法人等との間で運営等に関する課題の共有に努め、課題解決に向けた具体的な取組を検討します。

目標指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
障がい者にやさしい住宅改良促進事業補助金の交付件数	0件	令和6年度から延べ2件
障がい者グループホーム施設整備事業補助金の交付件数	0件	令和6年度から延べ1件
信州パーキング・パーミット町内協力施設数	4か所	6か所
町窓口におけるヘルプマーク配布数	7個	令和6年度から延べ50個

3 意思疎通支援の充実

障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の養成講座の開催や遠隔で手話通訳する情報システムの提供等を行います。

目標指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
上伊那8市町村共同による手話通訳・点訳・音訳・要約筆記奉仕員養成講座開催回数	54回	令和6年度から延べ300回
長野県遠隔手話通訳システムの町内利用登録者数	令和5年度から提供開始	2人

4 防災対策の推進

災害や救急事案の発生に備え、平常時から消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、支援が必要な者に関する情報を本人の同意を得た上で提供・利用することで、災害等に強い地域社会づくりを推進します。

目標指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
上伊那広域消防本部の町内出場における救急医療情報キットの確認件数	38件	令和6年度から延べ250件
避難行動要支援者の平常時情報共有同意者の割合	45% (298人/655人)	50%

5 保健・医療の推進

精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神科医療機関と保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場を通じ、当事者・家族に対して切れ目のない支援を目指します。

目標指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
地域の精神科医療機関との協議の場の開催回数	1回	令和6年度から延べ6回

6 自立した生活の支援

障がい者が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合において、時間単位で提供する介護サービス等により家族等の介護者を支援することで、介護者の負担軽減を図り、自立した生活を支援します。

目標指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
心身障がい児(者)タイムケア事業のサービス利用者数	8人	令和6年度から延べ60人

7 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者地域活動支援センターにおいて、生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図り、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。また、町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、障害者就労施設等が供給する物品等を調達します。

目標指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
飯島町障がい者地域活動支援センターの年間利用者数	2,316人	2,400人
飯島町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に沿った調達金額	年間359千円	令和6年度から総額2,154千円

8 スポーツに親しめる環境の整備

共生社会の実現に向け、障がいのある人もない人も障がい者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障がい者スポーツの普及に努めます。

目標指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度から 令和11年度まで)
上伊那地域障がい者スポーツ大会の開催回数	1回	令和6年度から延べ6回

巻末資料

飯島町健康長寿のまちづくり推進会議設置要綱

令和元年10月30日

告示第88号

(設置)

第1条 健康長寿のまちづくりの推進のため飯島町健康長寿のまちづくり推進会議（以下「健康長寿推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 健康長寿推進会議は、次の所掌事務について調査審議する。

- (1) 総合的な保健・医療・福祉施策の推進に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 健康長寿推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉及び介護関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 町民
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 健康長寿推進会議に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、健康長寿推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 健康長寿推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 健康長寿推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は資料の提出及び協力を求めることができる。

(専門部会)

第8条 第2条に掲げる所掌事項を推進するため、次の専門部会を置く。

- (1) 地域福祉専門部会
- (2) 高齢者・障がい者・介護専門部会
- (3) 保健・医療専門部会

2 その他目的に必要な専門部会を置くことができる。

(専門部会の所掌事項)

第9条 前条の専門部会は、次の事項を所掌する。

(1) 地域福祉専門部会

ア 地域福祉計画、その他地域福祉に係る計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他専門部会の運営に必要な事項

(2) 高齢者・障がい者・介護専門部会

ア 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者及び障がい児の福祉に関する計画、その他高齢者、障がい者、障がい児、介護に係る計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他専門部会の運営に必要な事項

(3) 保健・医療専門部会

ア 健康づくり計画、母子保健計画、その他地域保健・公衆衛生・医療に係る計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他専門部会の運営に必要な事項

(専門部会の組織)

第10条 専門部会は、第3条に規定する委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に係る者の出席を求めることができる。

3 専門部会長は、専門部会員の互選により選出する。

(専門部会の会議)

第11条 専門部会は、専門部会長が必要に応じて招集する。

2 専門部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 専門部会に調査研究のための作業部会を置くことができる。

4 専門部会は作業部会の調査研究事項を審議する。

(庶務)

第12条 健康長寿推進会議及び専門部会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、健康長寿推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(飯島町高齢者・障害者サービス調整会議設置要綱等の廃止)

2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 飯島町高齢者・障害者サービス調整会議設置要綱（昭和62年飯島町告示第24号）

(2) 飯島町高齢社会等懇話会設置要綱（平成10年飯島町告示第9号）

(3) 飯島町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年飯島町告示第21号）

(4) 飯島町健康づくり総合推進懇話会設置要綱（平成26年飯島町告示第16号）

飯島町健康長寿のまちづくり推進会議委員名簿

職	氏名	所属等	専門部会		
			地域福祉	高齢者・障がい者介護	保健・医療
会長	箕浦 税夫	社会福祉法人 飯島町社会福祉協議会 会長	○	○	
副会長	上原 保	飯島町区長会 会長 七久保区長	○	○	
委員	芦部 守彦	飯島町公民館 担当 田切公民館 館長	○		
〃	伊藤 みほ子	飯島町民の代表		○	◎
〃	岩本 靖彦	長野県伊那保健福祉事務所 所長	○	○	○
〃	大塚 眞理子	長野県看護大学 学長			○
〃	折山 たつ美	飯島町居宅介護支援事業所連絡会 担当 株式会社 一期会 居宅介護支援事業所いいじまいちご 主任介護支援専門員		○	
〃	片桐 市守	飯島町民生児童委員協議会 会長	○	◎	
〃	唐澤 正吉	上伊那医療生活協同組合 生協総合ケアセンターいいじま 事務局長		○	○
〃	北林 瑞穂	いいちゃんまちづくり連絡協議会 会長	○		
〃	小林 由枝	一般社団法人 長野県助産師会 上伊那地区 地区長 野ノ花助産院 院長			○
〃	坂井 登	障がい者等のことを考える町民の代表		○	
〃	島崎 智美	飯島町障がい者地域活動支援センターやすらぎ 所長 社会福祉法人 親愛の里		○	
〃	下島 修	飯島町民の代表	○	○	
〃	中城 ふゆな	ママ☆ぽけっと 代表			○
〃	宮下 覺一	飯島町商工会 会長	○		
〃	宮脇 公子	飯島町食生活改善推進協議会 会長			○
〃	渡邊 俊明	飯島町三師会 代表 飯島中央クリニック 院長			○

※計画策定時点（令和5年度）

[専門部会：◎専門部会長、○専門部会員]

飯島町障害者計画（第5次）

発行元 飯島町健康福祉課
〒399-3797
長野県上伊那郡飯島町飯島2537番地
電話番号 0265-86-3111

策定日 令和●年●月●日